

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
1 土 (1)	R6.04.03 9:15  架空物	道路	<p>・函渠工設置のために床掘済であった箇所が降雨による増水で法面崩壊し、近接している中部電力パワーグリッドの支線柱及び追支線（アンカー）が倒れた。</p> <p>公衆物損 支線柱及び追支線破損（通信障害なし）</p>	<p>・電線管理者と事前に現場立会し、施工方法等の確認をとっていたが、電柱の根入れが想定より浅かったこと。</p> <p>・洗堀を想定した法面の養生を講じなかったこと。</p>	<p>・増水時に法面崩壊することがないように法面保護対策を行う。</p> <p>・増水時の水量にも考慮した余裕のある排水ポンプを設置する。</p> <p>・日々の危険予知活動にて、現場に潜む危険箇所を、危険予知活動で見つけ出し、社内にて危険予知を行い周知・徹底する。</p>
2 土 (2)	R5.04.03 11:00  挟み込み	河川	<p>・クレーン機能（2.9t）付バックホウで敷鉄板の荷下ろし作業中、吊り荷が動いたため、吊り荷の位置調整を行っていた作業員の左手が、隣接するカーブミラーの支柱と敷鉄板の間に挟まれ、手の甲を打撲した。</p> <p>業者人身 19歳 左手打撲挫傷</p>	<p>・事故当日は、全員で作業内容の確認、KY活動を実施していた。しかし、作業員が吊り荷に直接接触してはならないことについては、認識が不足しており、事故発生時は吊り荷に作業員が直接接触して作業を行い、吊り荷を安定させるための介錯ロープなどを使っていなかった。</p> <p>・敷鉄板の仮置き場所は、カーブミラーやガードレールなどの既設構造物に近接し、仮置き作業のためのクレーン作業を行う場所として適していなかった。</p> <p>・作業員以外に合図者を配置していなかったため、作業を監視し、作業員が既設構造物に近接している点や、吊り荷が揺れる等の危険を重機操作員及び作業員に知らせることができなかった。</p>	<p>・重機稼働中は、作業員は吊り荷に近寄り作業することを禁止し、吊り荷を安定させる場合は、吊り荷から離れ介錯ロープ（フック）等を用い安定させる。また、吊り荷の吊り上げを安全に行うため、3・3・3運動を徹底する（30cm吊り上げ、3秒停止、吊り荷から3m離れる）。</p> <p>・資材の吊り作業時は、作業員のほかに合図者を1名設置し、作業を監視、指示し、必要に応じて重機操作員及び作業員に危険を知らせる体制を確保し作業を実施する。</p> <p>・作業員のヒヤリハットレベルの事柄から速やかに発注者を含めた関係者と情報を共有できるように、安全教育及びKY活動時に注意喚起する。また、監督員から元請け業者に対しても、事故防止の日や段階確認、現場立会時に注意喚起する。</p> <p>・今回の事故を受け、上記対策を作業手順書や車両系建設機械作業計画書に追記を行い、改めて作業員全員に対し、安全教育を行う。元請け業者は、作業手順書や車両系建設機械作業計画書に追記した内容を施工計画書に反映し、監督員から了解を得た後に作業を実施する。</p>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
3 土 (3)	R6.04.10 9:10 工具・資材	上下水	・木材を電動のこぎりで切断する際、誤って自身の左小指を負傷した。  業者人身 19歳 左手打撲挫傷	・電動のこぎりで木材を切断する際に、手で木材を持って切断作業を行ったこと。 ・木材を地面もしくは作業台に木材を置き、動かないように固定しなかったこと。 ・回転刃が身体に触れるおそれがないように作業するべきであり、危険性に対する認識が不足していた。	・電動のこぎり等で木材等を切断する際には、切断物を手に持つなど不安定な状態で作業せず、安定した台などに固定して切断する。 ・電動工具を使用する作業予定がある場合は、毎月の安全教育にて、切創、巻き込まれ、飛散事故等の危険性を周知徹底する。 ・KY活動時には「電動工具記入欄」に記入漏れがないよう、改めて作業員に周知徹底し、現場代理人が現場巡視を行った際、用途不明の電動工具を見つけた場合は、作業員に注意を行う。
4 林 (1)	R6.05.16 8:00 架空物	治山	0.7m3BH を重機仮置き場から現場出入口まで移動させようとブームを上げ旋回した際、携帯電話用の架空線に接触し、破断させた。  公衆物損 携帯電話用の架空線破断（通信影響なし）	・重機仮置き場での安全確認を怠った。 ・重機を移動させる前に周辺の障害物等の事前確認を怠った。 ・監視人が不在であったにも係わらず重機を移動させた。	・現場の状況変化に応じた安全対策の徹底を図る。 ・架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置。 ・カラーコーンを設置し、立ち入り禁止とする。 ・架空線等事故防止チェックリストを必ず作成し、上空施設の事故防止に努める。 ・重機運転者は架空線付近で作業する際、監視人の合図なしでは重機を動かさない。
5 林 (2)	R6.06.23 6:00 流出	治山	進入路の柵工に敷鉄板を敷設し、排水対策として横断暗渠部に仮排水（φ500mm×3本）を設置、敷鉄板には50cmの開口部を設けていたが、想定外の降雨により、上流からの土砂により排水対策である開口部が埋まってしまったため、国道まで土砂が流出した。  公衆物損 国道へ土砂流出（人的被害無し）	・想定外の雨量に対して、それ相応の対策を講じていなかった。（敷鉄板の撤去及び大型土のうの設置等）	・施工計画書に大雨の場合の対応策を記載する。（敷鉄板の撤去及び大型土のうの設置等） ・今回の公衆災害を踏まえ、会社全体で原因と対策について周知徹底を図る。

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
6 林 (3)	R6.07.03 11:30  転倒	治山	現場仮設状況を点検し、作業現場へ戻ろうとした際、石につまずき転倒し転石に胸部右側を打ち付けた。  業者人身 右側胸部打撲傷、右第9肋骨骨折、頭部打撲擦過傷(休業0日)	・巡回箇所には歩道及び転倒防止柵を設置していなかった。 ・巡回箇所付近に注意看板を設置していなかった。 ・巡回箇所のうち、急勾配区間には階段を設置していなかった。	・巡回箇所には歩道及び転倒防止柵(単管を打込み、法面で使用するロープ(同等品)を緊結した物)を設置。 ・巡回箇所付近に注意看板を設置。また、朝礼時等においても作業員に注意喚起を徹底する。 ・巡回箇所のうち、急勾配区間には階段を設置。 ・巡回箇所の障害物(不安定な石等)は極力除去する。 ・事故が発生した場合は、業務時間外でも県に報告することを、他現場を含めて徹底する。
7 土 (4)	R6.07.08 14:00  草刈・除草	道路	肩掛け式草刈り機とコの字型除草防護板を用いて、片側交互通行を行いながら除草作業を行っていたところ、飛び石が発生し、走行中の軽ワンボックスの左後方サイドガラスが破損した。  公衆物損 一般車両サイドガラス損傷	・除草作業時に通行車両が近接するときは、交通誘導員の警笛により作業員に知らせ、作業を一時中止する対策を行っていたが、猛暑による注意力の低下や草刈り機の機械音により、作業員が警笛に気付かず、作業の一時中断がされなかった。 ・刈り高 5cm 残しを目標に作業を行っていたが、法面の傾斜等により部分的に刈り高が低くなっている箇所があり、刈り刃が小石に接触したと思われる。 ・除草防護板(高さ 1.8m × 袖 0.6m+中央 2.7m+袖 0.6m)を使用されていたが、左袖の端から飛び石がすり抜けて今回の事故に繋がった。	・朝礼KY時には危険箇所の周知を徹底する。 ・夏場の作業のため、熱中症対策並びに作業の注意力維持のためこまめな休憩をとる。 ・除草作業前に浮石や瓶、缶等の異物の除去作業を入念に行う。 ・除草作業時に通行車両が近接する際には交通誘導員の警笛だけでは猛暑や草刈り機の機械音により草刈り機作業員が警笛に気づかない場合があるため、交通誘導員の警笛を受けコの字型除草防護板作業員についても警笛を吹いて草刈り機作業員に注意をうながし、確実に作業を一時中断する。 ・コの字型除草防護板の袖部の長さを延長する。(袖部長さ 0.6m→1.2m) ・刈り高 5cm 残しとし地面と刈り刃を接触させないため、刈り刃の中心部分にスペーサー(3cm厚)を取り付ける。

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
8 土 (5)	R6.07.09 8:40  転倒	砂防	クレーンのオペレーターである作業員は、トイレ休憩のためクレーンを停止させ、運転席から降りて移動する途中、砂防堰堤の水叩コンクリートの上で足を滑らせ転倒し、腕を強打した。  業者人身 左肘頭骨折	・水叩コンクリート上には常時水に漬り、苔が繁茂すると滑り易く、滑り防止のため金属製の足場板を設置した通路を、左・右岸それぞれに設けており、作業員に安全通路を使用するよう指導を行っていた。しかし、事故当時、クレーンを降りたオペレーターは、金属製の足場板が設置された通路ではなく、水叩コンクリートの上を歩いて移動していたため、足を滑らせて転倒した。	・今回発生した事故に関する安全教育を実施し、安全通路の使用を徹底させる。 ・作業員がわかりやすいように、通路出入口には安全通路標示を設置し、通路手摺には赤旗付トラロープで安全通路であることがわかるよう明示する。また、足場を連結固定して安全通路を設置する。
9 土 (6)	R6.07.16 12:05  架空物	道路	10tダンプをヤード内でダンプアップした際、全ての荷が一度に落ちなかったことから、ダンプアップしたまま車両を1m前進させて荷を落とし、荷台を戻す行動に移った。この荷台を戻す際、ヤードと道路との境界部の上空にあった電話線と荷台が接触した。  公衆物損 電話線たわみ(通信障害損傷なし)	●運搬時の荷下ろし作業における運転手不注意 ・作業時、誘導員が監視をしており、注意を払っていたが、ダンプ運転手の行動(ダンプアップしたまま1m前進させて荷台を戻したこと)が一連で行われたため、抑止することが間に合わず、ダンプ荷台が電話線に接触した事故であり、運転手の安全意識の欠如が事故の主な要因	1 安全教育による作業員の安全意識の向上 ・工事再開前の現場従事者への安全教育の再度の実施 ・架空線周辺での運搬等の作業における運転手と見張員の合図方法の事前確認を実施 ・指差呼称の基本動作を徹底(朝礼時安全唱和に指差呼称を追加) 2 現場内安全対策の実施 ・架空線があることを示すのぼり旗の増設 ・架空線がない資材置き場用地の確保 ・ダンプ運転席に荷台が上がった状態であることを示す「回転灯」「ブザー」を設置 ・高さ制限を決めセンサーを配置、車両感知のブザー音と回転灯で警告する設備を設置 ・LEDテープライトを設置し視認性を高め注意喚起

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
10 土 (7)	R6.07.26 14:14  工具・資材	道路	<p>トンネル掘削工事において、地山掘削面への吹付作業中、吹付する急結材を送り出すホースが閉塞したため、ホース内の圧抜きを実施し、閉塞箇所の特定を行う作業を行った。閉塞箇所を特定したことから、カッターナイフにより切断を行ったところ、ホース内には残圧があったため、閉塞していた急結材が着用していたフェイスシールドの下超しに飛散して目に入った。</p> <p>業者人身 両眼化学外傷（3ヶ月程度通院）</p>	<p>●作業員の安全意識の欠如、不注意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残圧の可能性がある場合のホースの切断は、片方を折り曲げて切断時に圧がかからないようにした上で、更に万が一噴き出した場合でもホース切断面は作業する自分とは反対側の裏面を切断することで自身の安全を確保する必要がある。</li> <li>・ホースを折り曲げて圧がかからない状態で切断するためには、2人で作業を行う必要があったが、1人で作業したこと。</li> <li>・前日からの降雨により急結材のダマ発生が多い中、閉塞が何度も発生したことによる作業遅延への焦りが安全意識の欠如と不注意な作業に繋がった。</li> </ul>	<p>○安全教育等による作業員の安全意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非正常作業が発生した場合は、直ちに一旦作業をやめ、関係する作業員で打合せを行い、作業を再開する。</li> <li>・非正常作業の発生後、発生が予測される場合は、関連作業に係るKY活動、作業開始前点検、巡視指導において、安全データシート等を用いて留意事項を周知する。</li> <li>・安全データシートを現場事務所、朝礼看板、使用場所、関係機械の各所に掲示する。</li> <li>・閉塞除去作業手順を吹付機に掲示することにより周知する。</li> <li>・一人作業をしない・させないため、役割分担を明確にし、職員、職長が巡視の際に確認する。また、一人作業をしないよう朝礼などで指導を徹底する。</li> </ul> <p>○現場内の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホースの閉塞除去作業時はゴーグルタイプの防護メガネを使用する。</li> <li>・洗眼水を現場事務所、坑内に位置を決めて設置する。設置場所は切羽進行に合わせ移動する。</li> </ul>
11 土 (8)	R6.08.05 16:00  飛来物・落下物	上下水	<p>浄水場の着水井の水抜き清掃作業時、注入停止中の水酸化ナトリウム注入配管が熱されたことにより圧力が高まり、管内の残留薬液が押し出されて漏れ、配管直下で作業していた2名に滴下して首に熱傷を負った。</p> <p>業者人身 作業員2名共「第Ⅱ度熱傷 外用治療 2週間程度」</p>	<p>■薬液注入配管漏洩に対する危険性の認識不足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで同様な作業を年1回、毎年繰り返していたが、水酸化ナトリウム注入ポンプは停止させて作業しており、なおかつ薬注室の薬品注入配管バルブは閉止していたことから、配管内圧力上昇により管内残留薬液が漏れだす危険性の認識がなかった。</li> <li>・着水井清掃作業マニュアルには、高所からの転落などに対する記述はあるが、薬品に対する記述はなく、現場作業開始時のKY活動でも認識されなかった。このため、現場責任者、現場作業員等の全員が薬品漏えいに対するリスクをもっていないこと、並びに作業前に薬液が漏れないような対策を取らなかったこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業前に薬品注入点側バルブ閉止、配管内の薬液がないことを確認するなど、漏液しないよう徹底する。</li> <li>・作業マニュアルの見直しを実施し、作業中の薬品に対するリスクを追加する。</li> <li>・薬品注入配管付近に劇物の注入点がある旨を現場掲示し、作業員に危険性、有害性、リスク低減措置を周知させる。</li> <li>・着水井内での作業時には、保護具（保護面、保護メガネ、タイベックス等）を着用し安全を図る。</li> <li>・薬液注入配管から漏れることを想定し、防護シート、保護管、液受け容器などを設置し作業を実施する。</li> <li>・作業前には上記のチェックシートを用いてKY活動を行う。</li> </ul>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
12 土 (9)	R6.08.19 10:30  架空物	砂防	<p>樋管工掘削作業を開始しようと重機（BH0.45m3）を旋回させたところ、上空にあった電話引き込み架空線にアームが接触し電話線を切断した。</p> <p>公衆物損 電話線切断 2戸 約2時間30分間不通</p>	<p>○バックホウのオペレーターの確認不足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・切断した電話線より低い位置に工事用仮設電気架空線があり、オペレーターの意識が仮設線に集中し切断した電話線への注意が払われていなかった。</li> <li>・アームを上げて旋回を開始した際に、駐車場に入ってきた自動車に気を取られ、切断した架空線への注意が散漫になっていた。</li> </ul> <p>○架空線への対策不足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・架空線にリボンテープ等の明示がされていなかったことや、注意喚起を促すため看板やのぼり旗の処置がされていなかった。</li> </ul> <p>○監視人及び合図者の不適切な配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場には監視人及び合図者がいて架空線切断の危険性を感じ両者がオペレーターに声を出して知らせたが、配置位置が適切ではなかったために、監視人及び合図者の声がバックホウのオペレーターに届かなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・架空線にリボンテープ・のぼり旗で明示し注意喚起した。リボンテープの設置が困難な架空線については、高さ制限ロープを設置した。</li> <li>・緊急の安全教育を改めて行い、事故原因の分析、今後の対策（ヒューマンエラー対策（危険軽視・不注意）のKY時における実施等）を周知した。</li> <li>・監視人及び合図者はオペレーターから見える位置へ移動する。</li> <li>・バックホウのアームに「架空線注意」と書かれたマグネットを張り付けた。</li> <li>・監視人及び合図者に笛を携帯させ、危険性を感じる時は笛によりオペレーターに知らせることとした。</li> <li>・重機旋回時は一度停止し、周囲を確認してから旋回するよう徹底を図ることとした。（KY時に周知）</li> <li>・監視人、合図者、オペレーターは作業する前に、作業工程で危険性を感じるところを共有してから作業を開始するよう徹底することとした。</li> </ul>
13 土 (10)	R6.08.26 10:58  草刈・除草	道路	<p>道路の歩車道境界部の除草作業を片側交互通行規制にて行っていたところ、対向車線を通行中の車両のフロントガラス左前面に飛び石が接触し、損傷させた。</p> <p>公衆物損 一般車両フロントガラス損傷</p>	<p>○除草箇所の事前確認不足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当日作業は、歩車道境界部（路肩部）の除草作業であり、路肩に堆積している土砂溜り、または草の根元の石に接触した際に、石等が縁石に当たりコの字型防護板をすり抜けて一般車に接触したと思われる。</li> <li>・防護板の使用などの必要な安全対策は実施していたが、除草箇所の事前確認を徹底し、土砂等の堆積により飛び石等の危険が確認された場合は、除草方法や除草機械の変更等の対応が必要であったと考える。</li> </ul> <p>○作業員への飛び石の周知不足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当日のKY活動において「道路除草チェックシート」に基づく安全教育、飛び石に対する注意喚起・周知を実施していたが、現場条件を考慮した飛び石の可能性（周辺構造物による飛び石の跳ね返り等）について周知が不足していたと考える。また、防護板と作業員が離れすぎないように周知の上、気を付けて作業を進めていたが、長時間作業も相まって、注意が散漫となり、離隔が生じた可能性も考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コの字型防護板作業員は使用する草刈り機の特性を踏まえ、飛び石の方向を予想し、距離を適切に保ち作業を行うよう徹底する。また、適正な刈高（地面から5cm）を徹底するためアタッチメント等を装着する。</li> <li>・作業前に、刃の回転方向の確認と飛び石方向を予測した刈り方（草刈機の動かし方）など周知徹底する。</li> <li>・土砂等の堆積により、飛び石により車両被害が想定される車道及び歩道の草刈では、人力除草（手鎌）、ロータリーハサミ方式又はバリカン式の草刈機を用いて作業する。また、可能な限り事前に土砂等の撤去を行う。</li> </ul>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
14 土 (11)	R6.08.28 16:05  挟み込み	河川	<p>バックカー車の連続運転中に、小径木の束を両手で抱えて投入口に投入していたところ、先に投入していた小径木の束と新たに投入した小径木の束との間に右手が挟まれ、その状態のままプレスプレートが下方へと移動したことで、小径木とともに右前腕が圧迫され負傷した。</p> <p>業者人身 右前腕圧挫傷</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故当日は、全員（現場代理人1名、作業員3名）で作業内容の確認、KY活動を実施していた。しかし、バックカー車の正しい使い方や使用上の留意事項に関する教育が不十分であり、被災者はバックカー車が連続運転している状態で小径木を投入した。</li> <li>・被災者以外に投入作業を行っておらず、作業の監視者がいなかったため、緊急時に代わりに緊急停止レバーを押せる者がいなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業員に対するバックカー車の正しい使い方や使用上の留意事項に関する教育を徹底する。</li> <li>・バックカー車に積み込みを行う際は、バックカー車のプレスプレートが一番上 上がっている状態で一時停止し、投入完了後に圧縮する。また、投入口に入る長さに雑木を切り揃えてから投入する。</li> <li>・バックカー車での作業前に、必ずプレスプレートの動きや緊急停止ボタンの位置確認を作業員全員で行う。また、緊急事態が起こった場合に、すぐに緊急停止ボタンを押せるよう2人以上で作業を行う。</li> <li>・作業員のヒヤリハットレベルの事柄を含め、速やかに発注者を含めた関係者と情報を共有できるように、安全教育及びKY活動時に注意喚起する。また、監督員から元請け業者に対しても、事故防止の日や段階確認、現場立会時に注意喚起する。</li> </ul>
15 林 (4)	R6.08.28 17:00  架空物	治山	<p>仮置き場で運搬土砂を荷台から降ろした後、ダンプアップしたまま走行し、電話線に荷台が接触し破損した。</p> <p>公衆物損 電話線破損（通信障害なし）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラック運転手が運搬土砂を降ろした後に、ダンプアップレバーを戻したと思い込み、降りて確認することも無く走行を続けた。また、掘削土仮置き場にはそのことを確認できる作業員が誰も居なかった。</li> <li>・国道沿いの電話線が低い位置にあるが、防護カバー等の対策を行っていなかった。</li> <li>・マニュアルに沿ってチェックされていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルに基づく確認を徹底する。</li> <li>・土砂仮置き場出入口に安全設備の設置（高さ制限装置）</li> <li>・土砂を降ろした後に、荷台が完全に下降しているか降りて確認する。</li> <li>・「架空線注意看板」を設置する。</li> <li>・社内安全教育を徹底し、安全意識の向上を図る</li> <li>・現場での安全対策を見直し、改善する。</li> <li>・作業手順の確認し周知徹底する。</li> <li>・安全巡視の見直し（巡視の頻度、項目の細分化）</li> </ul>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
16 土 (12)	R6.08.29 0:20 挟み込み	道路	トンネル掘削の2次吹付作業中、吹付機の先端ノズル部分が詰まったため、作業を中断し、Y字管を取り外し清掃した。詰まりが解消したため、Y字管の取り付け作業に移った。被災者は保護カバー下のノズル先端可動部に右手を置いた状態で、先端ノズルを横向きから上向きにするようオペレーターに合図をした。オペレーターが合図に従い先端ノズルを上向きに操作したところ、ノズル先端可動部に置いていた右手母指が可動部に挟まれ被災した。  業業者人身 右母指挫創	・吹付機ノズル先端可動部に手を置いていた。	・オペレーターはブーム操作前に人払いを行い、周囲の確認を行う。 ・合図者は吹付機オペレーター側のよく見える位置で合図を行う。 ・吹付機ノズル先端可動部に手を置かない。 ・ブームに「はさまれ注意」明示やブラチェーンでの注意喚起を行う。
17 土 (13)	R6.08.30 13:35 墜落・転落	砂防	雪崩対策の補強土壁工事における12段目(H約6m)での盛土作業において、作業員は端部を背にししながら振動コンパクターを後進させ転圧作業を行ったため、後ろに気付かず、足を踏み外し墜落した。  業者人身 左肩甲骨骨折、左肋骨骨折、左尺骨骨折、血気胸、左肩鎖関節脱臼	・高さ2m以上の場所における作業であり墜落により作業員に危険が及ぶ恐れがあるにもかかわらず、「トラロープとロープピンによる安全対策」のみを実施しており、墜落防止の安全対策が不十分であった。 ・見張り人が不在にもかかわらず一人で作業を開始した。 ・振動コンパクターでの転圧作業は通常前進のみで行うところを、後進機能を使用し、また、後方不注意により足を踏み外した。 ・KY活動を実施していたものの、高所作業であるにもかかわらず、墜落・転落への注意が不足しており、不十分な内容であった。	・再発防止のための緊急社内安全会議を開催し、再発防止のため作業員の安全に対する意識を徹底し、作業手順の確認等の安全教育を実施した。 ・労働基準監督署の使用停止等命令書・是正勧告書 ・指導票に基づき、親綱設置、安全帯の使用等を徹底した。加えて独自対策として、親綱と同等の墜落防止ロープを追加設置した。 ・転圧機械を使用する場合は、端部では前進作業のみとし、見張り人を設置することとし、端部以外で後進機能のある転圧機械を使用する場合は誘導員を設置し一緒に作業することとした。 ・作業手順書を見直し、KYミーティング時に作業手順を周知、手順書を遵守徹底し作業を実施することとした。

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
18 土 (14)	R6.09.04 17:10  挟み込み	道路	<p>橋梁下部工事において、夕方掘削作業が終了し、作業で用いたクラムシエルのバケット爪の点検を行うため、深礎杭のライナープレート横で、バケットを宙吊りにした状態でバケットの揺れがおさまるのを作業員たちが待っていた。被害者は深礎杭周辺の片付け作業を行っており、杭周りを通行する際、揺れているバケットとライナープレートとの間をすり抜けようとしたが、バケットの振幅が大きくライナープレートとの間に体を挟まれた。</p> <p>業者人身 外傷性気胸 肺挫傷</p>	<p>○片付け作業時における労働者の不注意</p> <p>・事故当時、揺れるクラムシエルのバケット・アームは誰でも認識できる状況にあったが、被害者は作業終了の夕方の時間帯にあって、自身の片付け作業に夢中となり、状況を把握することなく不用意にクラムシエルのアーム・バケットに近づき被災しており、被害者の不注意な行動が主な原因と考えられる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重機の作業半径内への立入禁止対策として、再度全職員並び全作業員に対し今回の事故に対して安全教育を実施する。そのうえで、作業ヤード内に表示板を設置し、作業員の意識向上を図る。</li> <li>・クラムシエルバケットは、不用意な浮遊状態を避け、作業後は速やかに安全な定位置に移動させバケットを接地し停止状態とする。</li> <li>・重機作業時は監視員を配置し、接触防止を図る。</li> <li>・監視員は、当該作業を行わない者から選任する。伝達方法は声掛けと笛を用いて行い、笛による統一合図表を現場内に掲示する。</li> <li>・危険への声掛けは監視員だけではなく、作業員同士が積極的に行えるような環境を創る。</li> <li>・外国人労働者への教育は、本人が理解できる言葉だけではなく図解を用いて説明する。</li> <li>・重機の点検は指定ヤードを定め、停止状態で行う。また、作業員が接近しないよう、重機点検者が点検箇所周りに重機回りにカラーコーンと表示板(点検中)を配置し整備を行う。</li> <li>・現場監督者は作業員の行動に目配りをし、朝礼時だけでなく、昼休憩時の打合せ後に全作業員の体調確認を行う。</li> </ul>
19 土 (15)	R6.09.06 9:30  埋設物	その他	<p>茶室の月見台撤去工事において、根太を取り外そうとしたところ、ビスの頭が劣化により取り外し不可能のため、電動ノコギリで切断して取り外すことにしたが、根太の下部に外部コンセントに繋がる配線があり、一緒に切断してしまった。</p> <p>公衆物損 電気線切断(約1時間30分停電)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業前に現地配線の確認を実施したが、完全に隠れるように這わせてあったため確認できなかった。</li> <li>・配線図の確認を確実に実施したが、切断配線は配線図に記載されていない配線であった。</li> <li>・事前に指定管理者と立会いを実施したが、指定管理者も把握していない配線であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに作成したチェックリストに基づき作業員全員で作業前にインフラ設備の有無の確認を行う。</li> <li>・今回の事例を踏まえて再度安全教育を実施した。</li> <li>・撤去作業時は日程を指定管理者と協議をしたうえで、ブレーカーを落としてから作業をする。</li> </ul>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
20 林 (5)	R6.09.09 16:50 飛来物・落下物	治山	<p>通行の安全を確保するため落下の恐れのある転石を直下の林道まで落とし、除去する作業を行っていた。斜面中腹部において1m近い転石を落下させるため作業員2名で実施していたところ、転石が落下する際に、下から上に向けて破片と思われる物体が飛び上がり、作業員1名の鼻を直撃した。</p> <p>業者人身 鼻骨骨折 鼻挫創</p>	<p>・転石を落とす先には倒木などの障害物があったが、跳ね返りが発生する危険があることを予測していなかった。</p>	<p>・転石を落とす際には、落とす先の林床の状況を事前によく確認し、障害となる物を取り除いておく</p> <p>・社内安全教育を徹底し、安全意識の向上を図る。</p> <p>・現場での安全対策を見直し、改善する。</p> <p>・作業手順を確認し周知徹底する。</p> <p>・当該作業においては保護メガネ、フェイスシールド等を着用する。</p> <p>・監視員の配置もしくは作業員同士の相互監視等により、注意喚起を行う。</p>
21 土 (16)	R6.09.12 7:30 その他	建築	<p>体育館屋根外壁内部改修工事において、大雨により、軒樋(ノキドイ)がオーバーフローを起こし、屋根材と軒樋の隙間から雨水が室内に浸入。2階アリーナ、1階柔剣道場、体育職員室等において雨漏りが発生した。</p> <p>公衆物損 2階アリーナ、1階柔剣道場、体育職員室等が雨漏れ</p>	<p>・発生当時、屋根の塗装工事のため、軒樋に養生シートを被せていた。</p> <p>・その養生シートが排水ドレンを塞いだことにより、堅樋(タテドイ)への排水能力を失わせ、結果オーバーフローして屋根材と軒樋の隙間から雨水が浸入した。</p>	<p>・屋根の軒樋の養生は当日作業終了時や降雨時には取り外しを行い、当日作業終了後、元請業者が点検表を用いて当該作業終了部の現地確認を行う。</p> <p>・今回の漏水事故事例を安全教育や新規入場時に指導・共有を行う。</p>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
22 土 (17)	R6.09.17 10:40 草刈・除草	河川	<p>管理通路の維持管理のため、通路(階段)と法面の除草作業を実施。草刈機で、手刈りした範囲と草刈機で除草する範囲の境を草刈機で除草する際、手刈りした範囲側から草刈機で刈る範囲に向けて刈刃を振ったところ、手刈りで刈った範囲側に隠れていた木の株に草刈機の刈刃が接触し、キックバックを起こしたことで、引込柱に沿って設置してあった樋門操作の電源ケーブルに接触し、ケーブルを切断した。</p> <p>公衆物損 電源ケーブル切断</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引込柱等の保全施設の周辺は、多くの雑木等が生育しており、雑木への接触によるキックバックが発生しやすい状況にあったにもかかわらず、受注者は、雑木の数が多く、全てに標識や目印を行うことは困難であると判断し、標識や目印をすることなく、草刈機による作業を行った。また、手刈りを行った作業員は、手刈り範囲内の木の株について、他の作業員に位置の共有を行っていなかった。</li> <li>・草刈機を操作していた作業員は、手刈りを実施した範囲に刈刃を入れて作業をしていた。また、キックバックが発生した場合に保全施設に向かって刈刃が跳ね返る方向から除草を実施していた。</li> <li>・KY活動の内容が、作業員自身のケガ等に対することが中心となっており、キックバックにより発生する保全施設への接触事故の危険性について、注意喚起がなされておらず、その意識が不足していた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業前に作業場所の特性(雑木が多く、キックバックが起きる可能性が高いなど)を把握し、標識や目印を設置するとともに、危険箇所の共有を確実に行う。また、設置が困難な場合は、キックバックにより刈刃が保全施設に接触しないように、手刈りを行う範囲を広くするなど対策を行う。</li> <li>・草刈機を操作する作業員は、手刈りをした範囲内に刈刃が入らないように注意し作業を行うとともに、キックバックをした場合も保全施設に刈刃が当たらない位置や方向から作業を行う。</li> <li>・草刈作業前のKY活動においてキックバックの発生による作業員、第三者及び保全施設等に対する事故の危険性について注意喚起を徹底する。</li> </ul>
23 土 (18)	R6.09.18 9:30 工具・資材	建築	<p>改築建築工事にて、外部足場せり上げ作業を行っていた。足場入隅部にて強風対策で設置している斜め補強(単管5.0m)を上層へせり上げる作業をしようとした。被災者が、相手側クランプから単管を引抜いた際、単管の自重により天秤状態となり、単管を保持していた左手親指が先行手摺と単管に挟まり切傷した。</p> <p>業者人身 左母指不全切断</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者は指示から逸脱した行動を行った。</li> <li>・合番者が来るまで待つよう指示されていたにもかかわらず、1人作業を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・足元手元の環境が悪い場所や高所での長尺物(4.0m以上)の取り扱いには2人作業で必ず行うことを明確にルール化し作業手順に追加する。</li> <li>・下請業者へ、作業員再教育に係る指示を傳達。</li> <li>・現場代理人は、人員配置等、作業員全員が同じ作業手順を認識したのを確認後、作業開始の指示を出す。</li> <li>・全作業員を対象に再発防止会議を実施。</li> </ul>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
24 林 (6)	R6.09.18 9:45  交通事故	治山	従業員が仮設資材を資材仮置き場へ戻すため、ダンプトラックで現場から市道を走行していたところ、待避所Aで停車している生コン車と対面した。待避所Aでは車両のすれ違いができないと判断、一旦車両を停止し、後方の待避所Bまで後進を開始したところ、ダンプトラックの後方1mに停止していた後続の一般車両に気づかず接触し、車両を損傷させた。  公衆物損 一般車両バンパー損傷	・ダンプトラック運転手は、ドアミラーもしくはは直接目視での後方確認を怠った。	・作業ミーティング時に当日の作業内容、交通安全、運搬経路の状況、近隣工事の工事車両運行状況を周知、徹底する。 ・工事車両運転席に注意喚起シールを貼付け、運転時の行動確認を徹底させる。 ・運転経験2年未満の運転手には、運転経験5年以上の同乗者を設け、後進時確認、誘導等の運転補助を行う。
25 農 (1)	R6.09.23 14:30 飛来物・落下物	農地	用水路工にて塩ビ管VUφ300を布設する作業で、掘削を行い塩ビ管布設。作業の区切りがつき掘削部から上る際、本人の不注意でバランスを崩し法面に体が触れ、土砂の中に埋もれていた石(直径約30cm厚さ8cm)が70cmの高さから落下し右足の甲に当たった。  業者人身 打ち身	・現場では掘削切土面の浮石除去を行っていたが、事故原因となった石は表面からは見えない位置に埋もれていた。 ・掘削箇所の下流側は緩やかなスロープ状になっており、掘削高も低かったため、作業員は危険箇所であることの認識が薄かった。 ・こうした場所で、移動の際に体のバランスを崩し法面に手をかけたところ、埋もれていた石が落下し、作業員の足に当り事故となった。 ・今回は作業員が現場の危険性を軽視したことによる不注意が原因で事故につながったと考えられる。	・法面付近で作業する場合は、作業前に浮石等がないか確認を行い、表面から見えづらい部分にある埋設物等にも注意し、不安定な箇所があればこれを除去する。 ・土質の変化に合わせ、設計以上の勾配が確保できるところは、勾配を緩やかにする。 ・作業時は安全な足場を確保するとともに、常に周囲の安全確認を行う。 ・KY活動の精度を高め、作業員全員へ現場の危険性を改めて認識させる。 ・今回の事故について社内での安全教育にて共有を図り、他の現場も含めて安全意識を高める。
26 土 (19)	R6.10.07 11:30  架空物	道路	トンネル発生土を10tダンプ荷台に積込み、駐車場仮置きヤードに運搬していた。積荷を荷降ろしするためダンプアップをした。運転手はダンプ荷台を降ろしたつもりであったが、降ろし忘れそのまま走行し、荷台前方部分と電話線が接触した。  公衆物損 電話線の支持線が切断(通信障害なし)	・搬入の際には手順どおり作業していたものの、場外への移動の際には、運転手は荷台を下ろすことを忘れ、また、ダンプアップ時に車両から発するアラーム音にも気付かず、誘導員が異常に気付き「緊急停止」の呼びかけを行ったが間に合わず、車両を前進させたことにより発生したものであり、運転手の不注意が事故の主な要因と考えられる。	・運転手など、各現場関係者が安全対策を徹底するよう安全教育を実施。 ・常時監視員を追加設置し、荷台が下りているかの監視を徹底。 ・車両の入場後に一旦停止位置にカラーコーン等を設置し、出口を塞ぐことで車両を確実に停止させる。 ・架空線の直下から1m手前の路面に一旦停止を明示、また、架空線注意喚起看板や指差呼称の喚起看板を増設することで、車両の一旦停止及び荷台が下りているかの確認を運転手に徹底。 ・月1回の店社パトロールとは別に月の初旬に、取締役幹部による現場別チェックリストによる重点パトロールを実施。

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
27 土 (20)	R6.10.09 10:20 交通事故	道路	<p>残土処理場へダンプトラック(10t)で土砂を運搬中、交差点の手前で信号機の点灯が青から黄へ変わり、前方を走行していた軽車両が急停車したため、急ブレーキを踏み込んだが停車出来ず追突して車両を破損した。</p> <p>公衆物損 一般車両 後部破損</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転中の運転手の安全に対する意識が希薄となり、漫然運転状態でブレーキ操作が遅れた。また、十分な車間距離が確保されていなかった。</li> <li>・運転手はKY活動を実施し運転中の安全行動を把握していたが、徹底されていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元請業者及び下請け業者により教育訓練を実施し、再発防止を徹底する。</li> <li>・朝礼時に安全運転・交通ルール厳守の指示を徹底する。</li> </ul>
28 土 (21)	R6.10.14 11:00 転倒	道路	<p>落石の発生元対策としてロープ伏工を施工するにあたり、アンカー箇所選定等の調査測量作業を行っていた。ワイヤーロープが50cm間隔で配置されている中で作業中、当事者が斜面上を移動しようとした際にワイヤーロープに足がつかず、体勢を崩し右手をついた際に右手首を負傷した。</p> <p>業者人身 右橈骨尺骨遠位端骨折</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・45°を超える急斜面上での作業で、ワイヤーロープが50cmピッチで配置されている足場の悪い中での作業となるため、安全帯(フルハーネス)を装備し、2丁掛を徹底することで転落防止に対する安全対策は行っており、朝礼でもKY活動の中で足元確認について注意を促されていたが、被災者は、足元確認を怠ったことにより、ワイヤーロープにつまずいたことが事故の要因と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎朝のKY活動では斜面上での作業の危険性は、滑落・墜落だけではなく転倒の可能性を含めた細やかなリスクアセスメントを行い、作業従事者全員で共有する。</li> <li>・作業時は進行方向を確認し、足元を確認しながら作業を行い、慌て作業思い付き作業を行わない。</li> <li>・不安定な浮石、障害物は除去してから作業を行う。</li> <li>・注意喚起看板の設置及び、作業従事者同士の足元注意など声掛け作業を実施する。</li> <li>・作業手順書の見直し、改定。足元を注意しての作業を追加する。</li> <li>・ワイヤーロープで起伏のある箇所から優先的に施工を行い、現場での凹凸ができるだけない状態にする。</li> <li>・ワイヤーロープが長尺で広範囲になる場合は、作業エリアを決め、長期間ワイヤーロープが垂れ下がった状態にならないようにする。</li> <li>・作業従事者、社内で周知を行い安全意識の向上を図る。</li> </ul>
29 農 (2)	R6.10.17 11:15 架空物	農地	<p>路側ブロック積工の施工にあたり床堀の作業中、土砂をダンプトラックに積み込むためバックホウのアームを上げたところ、防護済みの電線をバックホウのアームで持ち上げてしまったため、バックホウのアームを下げたところ、急に下げた反動により電柱接続箇所付近で電線の断線をした。</p> <p>公衆物損 停電民家1軒(1時間45分停電)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業当日KY活動にて注意喚起を行っていたが、現場と電線の距離が近いにもかかわらず、前日まで使用していた大型の重機(BH0.45m<sup>3</sup>)をそのまま使用して作業を行ったため、合図者が合図を出していたがオペレーターが電線の位置を見誤り電線を持ち上げてしまったことが原因であると判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場状況にあった重機を選択する。(BH0.45m<sup>3</sup>→0.25m<sup>3</sup>)</li> <li>・架空線下に看板や安全標識を設置し、架空線に対する注意喚起を徹底する。</li> <li>・電線に視認性の良い保護管を設置する。</li> <li>・社内での安全教育を徹底する。</li> </ul>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
30 農 (3)	R6.10.25 16:40  架空物	農地	<p>フリーム水路（ソケット付U字溝400×400）の据付作業終了後、バックホウを移動するため、オペレーターがアームを旋回し前進した際に、オペレーターの不注意及び見張員が目を離したことにより引込線に気付かず、接触し断線した。</p> <p>公衆物損 ケーブルテレビ不通1軒（21時間20分）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見張員を配置していたが、バックホウの進行方向と反対側にいたため、見張員の役割を果たしていなかった。</li> <li>・作業終了後、バックホウは移動しており、往路はアームを下げた状態で架空線下を通行していたが、復路はオペレーターがアームの状態（アームが上がった状態）を確認せずに移動させた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックホウの後方にいた見張員の配置の見直しを行い、進行方向に配置して重機周辺の引込線等の状況確認を行うこと。</li> <li>・引込線下でオペレーターが見張員不在での作業・移動を行わないこと。</li> <li>・毎日のKY活動時に「連続作業は行わず、作業の切替え時に作業を一時中断し、都度、現場代理人が各作業員に対し安全確認や作業機械の状態確認」を新たに行う。</li> <li>・オペレーターが架空線に気付くよう、バックホウのキャビン内に引込線の注意喚起を促す目印を新たに付ける。</li> <li>・作業員全員に対して、今回の事故を踏まえた安全研修を実施する。</li> <li>・作業員全員が臨場で引込線の位置確認を毎朝、昼の2回行う。</li> <li>・「架空線等上空施設の事故防止マニュアル」に従いチェックリスト作成し、半年に1回から月に1回の頻度に変更してチェックを行い、発注者に報告する。</li> <li>・引込線下でクレーン作業が必要な水路据付作業時は、バックホウからユニッククレーンに変更する。</li> <li>・引込線下でのバックホウは0.25m<sup>3</sup>から引込線に届かない0.1m<sup>3</sup>に変更する。</li> <li>・引込線に再度目印テープを付け、道路上に引込線の位置が分かるように看板等で明示する。</li> </ul>
31 農 (4)	R6.10.31 14:30  草刈・除草	維持管理	<p>清掃業務の一環で、刈払機を使用して除草していたところ、飛び石により、隣接する施設の窓ガラス1枚を破損（ひび割れ）した。</p> <p>公衆物損 窓ガラス1枚破損</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業にあたり、飛散防止用の90cm×180cmのベニヤ板を移動させながら養生をしていたが、養生範囲が足りず、飛び石により窓ガラスを破損した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養生範囲について、今後は90cm×180cmのベニヤ板3枚及び防護網を使用し、ガラス全体を覆える270cm×540cmを養生範囲とする。</li> </ul>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
32 土 (22)	R6.11.5 15:15  流出	道路	<p>・橋梁上部工事において、仮設材として 橋脚周りに昇降設備を施工するための水上足場として設置していたピアフロートの一部が流出した。</p> <p>公衆物損 河川へ流出（被害無し）</p>	<p>・本工事は、河川内工事であることから、施工基面高より高い位置にある重機や資材について退避計画を定め、水位上昇に伴う退避計画を設けていたが、施工基面高より低い流水部を含めた範囲の仮設物を含む資材の退避・撤去計画などの安全管理対策が定まっておらず、現場全体における安全管理体制が万全ではなかったことにより、本事案が発生した。</p>	<p>・施工基面高よりも低い位置においては、作業で使用するのみ仮設物および資材を持ち込むこととする。</p> <p>・現場の実態と発注者及び河川管理者へ提出している施工計画書で乖離が無いようにし、内容を変更する必要がある場合においては変更施工計画書の提出を徹底する。</p> <p>・施工基面高よりも低い位置にある仮設物や資機材全てにおいて、毎日の作業終了時に残置が無い安全チェックリストを活用して点検を徹底する。</p> <p>・出水前・出水後チェックリストを新たに作成し、毎週末および出水が想定される場合の流出防止に関する項目をリスト化して活用することで、漏れが無いように流出防止措置が行えるような体制を整備する。</p>
33 土 (23)	R6.11.15 13:10  その他	河川	<p>護岸を築造する工事において、発注者である被災者は、施工状況の確認及び岩盤線の確認のため、現場を訪れていた。施工状況と岩盤線の確認は、3測点行う予定であり、工事用道路兼仮締切の盛土上を移動する必要があった。事故発生時は、1測点目の確認を終え、2測点目の確認のため、切土面を注視しながら移動をしていたところ、左足に痛みを感じた。靴を脱ぎ、靴の内側を確認したところ、鉄線が靴底を貫通していたことから、盛土中に混在していた鉄線を踏んだことにより負傷したと認識した。</p> <p>左足穿通性外傷</p>	<p>・現場代理人は、現場巡視時以外にも現場を監視し、常日頃から異物や資材の落下物を見つけた時には、その都度取り除いている。しかし、朝礼及び危険予知活動にて作業員全員に当日の作業内容、安全指示事項を周知していたが、異物や落下物に関する注意は行っていなかった。</p> <p>・工事中に撤去した蛇かごは、老朽化しており、河床から近いところの鉄線は切断した状態であることから、一部の鉄線が土中に残っていることを現場代理人は認識していた。そのため、土砂は工事用道路や仮締切の盛土に使用しているということもあり、発見次第、除去していたが、被災者が踏み抜いた鉄線は地面から突き出していたことを現場代理人が事前に発見できなかったため、除去することができなかった。</p> <p>・被災者は、岩盤線確認のため、意識が切土面に向いていたことから、足元への注意がおろそかとなっており、地面から突き出している鉄線を発見できなかった。加えて、被災者は現場代理人から鉄線が残っている可能性があることを事前に聞いていなかった。</p> <p>・被災者が履いていた安全靴は、靴底がゴム製であり、鉄線に対する踏み抜き耐性がなかった。</p>	<p>・今後の作業の中で鉄線が新たに露出する可能性があるため、週1回の一斉清掃を実施し異物を取り除く作業を行う。このことを周知するため、KY活動日誌の作業内容の欄に一斉清掃の実施を記載する。</p> <p>・鉄線などの露出している異物を発見したときは、その都度取り除くことを、朝礼時に口頭で周知する。</p> <p>・現場代理人は、当現場に立ち入る関係者に対して、盛土中には鉄線が突き出しているおそれがあることを口頭で伝達する。</p> <p>・発注者は、当現場に立ち入る際は、今後も盛土上に鉄線が残っていることが十分に考えられるため、踏み抜き耐性を有している履物を使用する。</p>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
34 土 (24)	R6.11.19 9:30  建設機械	道路	0.2m3 バックホウにて箱型管渠 D300 の均しコンクリートを施工していた際、ホッパーに充填した生コンクリートを流し終え、バックホウアームを上昇させたところ、バックホウアームが歩行者灯器に接触し、歩行者灯器及び灯器用アームを破損させた。  公衆物損 歩行者灯器及び灯器用アームを破損	・信号機直下での作業にも関わらず不用意にバックホウアームを上昇させ、歩行者灯器及び灯器用アームを破損させたことは、繰り返し作業による慣れと、見張り員がいることからの油断が生じていたと考えられる。 ・見張り員が危険を察知し事前に停止指示を送れなかったことは、架空線等の他上空支障物に注視しすぎたあまりに、歩行者灯器とバックホウの前後距離を適切に目視できる位置で見張りを実行できなかったことも要因と考えられる。	・上空支障物周辺で作業を実施する際は、原則人力作業とし、バックホウ等の重機が近接しないよう進入禁止区域を設定しバリケード等で進入禁止措置を実施する。やむを得ず上空支障物周辺でバックホウ等の重機を使用する際は、見張り員を2名以上配置し、多方面からの安全確認のもと作業を行うとともに、バックホウアームの昇降操作は進入禁止区域外で実施することを徹底する。 ・支障物にはテープ等の目印を増設するとともに、バックホウアームに「上空 架空線・支障物注意」を掲示し、支障物周辺に「架空線・支障物注意」の看板を設置し、オペレーター及び見張り員への注意喚起を徹底する。
35 土 (25)	R6.11.20 15:40  工具・資材	河川	河川掘削護岸工事において、柱状改良の施工を上流から下流へ行う過程で、改良機の足場に敷設してある敷鉄板を撤去する際、玉掛・合図者が他の作業を行っていたため、玉掛の資格を有した改良機のオペレーターが機械を制止して敷鉄板の玉掛を行った。敷鉄板を吊上げた際に、手前側に引き上げて隣の敷鉄板上を滑り、回転した吊荷(敷鉄板)が付近にいたオペレーター(合図者)の右足にあたり被災した。  業者人身 右第1趾末節骨開放骨折、右第1趾挫減創 右第2趾末節骨中節骨開放骨折、右第2趾挫減創 右第3趾末節骨開放骨折、右第3趾挫減創 右第4趾末節骨骨折	・合図者(被災者)は、玉掛後に敷鉄板から離れず、敷鉄板を吊り上げる際の合図を吊り荷から十分に離れることなく行っていた。また、バックホウオペレーターも合図者が吊り荷の傍にいた状況にもかかわらず、敷鉄板の吊上げ操作を行った。 ・KY活動において、敷鉄板が重なったまま吊り上げた場合の動きを想定するなど、敷鉄板の吊上げ作業の危険予測が十分に行われていなかった。また、KY活動の内容とは異なる者が玉掛・合図を行った。 ・地盤改良工の作業手順書に敷鉄板移動作業について記載がなかった。	・作業従事者に対し、再発防止対策会議を開催し事故発生の原因、安全教育を再度実施する。また、吊荷の吊り上げの際は「3・3・3運動(30cm吊り上げ、3秒停止、吊り荷から3m離れる)」を確実に実施するため、施工現場内に注意喚起看板を設置し、作業員の安全意識の向上を図る。 ・KYK記録に記載する「予測される危険」として「敷鉄板移動時の接触」を記載し、敷鉄板の吊上げ作業での危険予測及び対策を作業員全員に認識させる。また、「役割分担外作業をしない、させない」ことを示した注意喚起看板を設置し、作業員の安全意識の向上を図る。 ・各作業内で敷鉄板移動作業が発生する場合には、作業手順書内で「敷鉄板移動作業」についても記載し、作業段階毎で全体を監視できる者、クレーン運転者、玉掛け者、合図者、待機場所等を定め、作業員全員に周知する。

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
36 農 (5)	R6.11.27 10:40 挟み込み	農地	<p>用水路工事において、既設コンクリート水路の取り壊しガラを人力で重機のバケットに投入する際、コンクリートガラとバケットの間に指を挟んだ。</p> <p>業者人身 左示指末節骨開放性骨折・挫傷</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業員が現場の危険性を軽視し、バックホウのバケットに近づきすぎた状態で作業を行ったことが原因。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業前ミーティングにて、作業内容を確認し、安全教育（リスクマネジメント等）を行い、いかなる作業にも危険性があることを改めて周知徹底する。</li> </ul>
37 土 (26)	R6.11.29 10:45 建設機械	道路	<p>建設発生土仮置き場内で、今後の積雪に備え本社に重機を回送するための撤収作業を行っていた。重機が仮置き場内で坂路を登る移動中に、前日からの降雨・降雪の影響を受けてぬかるんだ状態で滑り登れなくなってしまった。態勢を立て直すために、電柱の反対側でアームを180°旋回させたところキャタピラが電柱側に横滑りしてしまい、バケットが電柱本体に接触した。電柱本体の地上高さ約4mの位置に接触傷が確認されたが、電柱の傾き等は確認されず正常に通電されており問題は発生しなかった。</p> <p>公衆物損 電柱損傷</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重機オペレーターの対策としても足元を確認して作業するとしていたが、重機が滑って事故を起こしていることから、事前の移動ルート足元確認において重機オペレーターの判断ミスがあったと考えられる。</li> <li>・事故当日の現場作業は重機オペレーターのための単独作業で行われており、足元確認を単独で行っていたため、複数人でのチェックがされておらず判断ミスを防ぐことができなかった。</li> <li>・仮置き場内には電柱があったが、電柱周りには接近防止のための注意喚起措置や作業時の見張り人の配置がされていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KY活動にて作業内容の打合せに加え重機登坂能力の確認を行うとともに、現地にて複数人で路面の目視確認（勾配、路面状況）を行う。</li> <li>・接近防止対策として、視認性の高い注意喚起看板等を設置する。（電柱周りにカラーコーン及び登り旗による注意喚起を実施）</li> </ul>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
38 土 (27)	R6.12.04 13:15 架空物	道路	道路維持修繕業務において、高木（イチヨウ）剪定を実施していたところ、岐阜情報スーパーハイウェイ光ケーブルを切断には至らなかったが、誤って損傷させた。  公衆物損 通信線の損傷（県の施設に約5時間の通信障害）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枝葉と通信線が混在する状況で、通信線が見えづらい状況や通信線が枝葉に接触・巻き込み等あり、また通信線が歪曲する箇所もある中、通信線を目視確認できていない状況で、剪定作業を行った。</li> <li>・同区間には中部電力・NTT・通信線が架線されているが、架空線の現地調査（種類・位置・管理者）を実施し、その取扱い方法・施工方法について、発注者に報告していなかった。また、各通信管理者に施工方法の確認及び立ち合い等を求めていなかった。</li> <li>・作業開始前の月1回の安全訓練や作業開始日に通信線についての周知を行っていたが、作業日のKY活動の際に、複数の架線がある中での作業にもかかわらず、周知徹底されていなかった。</li> <li>・同区間には41本の高木があるが、通信線には9本の樹木の一部に防護管が通信線管理者により設置されているが、当該箇所のほとんどの箇所には設置されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信線が確実に目視確認できるように、通信線周りの葉を手作業で落とした後に剪定作業を行う。</li> <li>・通信線が確認された場合は、現地調査を行い、種類・位置・管理者を把握するとともに、施工方法等について施工計画書に明示する。</li> <li>・架線がある中での作業の場合は、作業前にはKY等で周知徹底する。</li> <li>・通信線に保護管を設置するように管理者に依頼する。</li> <li>・落葉後に実施することや樹高を低くすることも含めて、市役所と検討する。</li> <li>・1次請負業者から元請業者への連絡方法が1つしか定めておらず、事故報告連絡に時間を要したことから、元請業者への連絡が複数用意し、早急に連絡できる体制を整える。また、現場対応者と連絡者を定めておく。</li> </ul>
39 土 (28)	R6.12.06 16:10 埋設物	その他	重形式擁壁の施工にあたり、地下埋設物調査で試掘を行っていた際、バックホウのバケットを水冷式エアコンの引込管に引っ掛け、破損させ漏水が生じた。  公衆物損 引込管の破断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供した図面と公園備え付けの図面（同一）には当該箇所の水道管の記載がされていなかったが、現地にはマンホールが設置されていたため、公園指定管理者立会の上で手掘りによる試掘を実施した。その結果、南北方向の水道管が発見されたが、その際に引込管があることを想定せず散水栓まで直線で繋がっていると思い込み、水道管と管理事務所の間の土を手掘りではなくバックホウで掘削したことが原因であると考えられる。</li> <li>・地下埋設物事故防止チェックリストでは、試掘前に確認結果を発注者に書面で報告することになっているにもかかわらず、口頭での結果報告のみであった。また、埋設状況が不明確な箇所での試掘作業であり、引込管も含めて水道管の位置をすべて確定するまで手掘りでの試掘を実施しなかったことが原因であると考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋設位置が不明な埋設管の試掘を行う際は、確実に位置の分かるマンホールの根元から人力にて掘削を開始し、埋設管の高さを確認するために垂直方向に掘り進めて行く。埋設管の高さを確認したら、そこから水平方向に50cm程度手掘りし、上下方向への分岐がないことを確認する。分岐がないことを確認した部分は埋設管の上部50cmのところまでバックホウにより掘削を行い、そこから下部については手掘りにて埋設管まで掘削を行う。</li> <li>・埋設管の周囲50cmは必ず人力にて作業する。</li> <li>・試掘について、施工計画書に記載し、記載内容をすべての作業員に朝礼時のKY活動で確認させる。</li> <li>・従業員及び下請け業者の作業員に対して、今回の事故の原因及び今後の対策に関する安全教育訓練を実施する。</li> <li>・朝礼時のKY活動において、架空線・地下埋設物に関わる作業を行う場合には、注意喚起を徹底し、架空線・地下埋設物チェックリスト及び事故防止マニュアルを携帯し、これに準じて作業を行う。</li> </ul>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
40 林政 (7)	R6.12.13 9:00 立木処理	治山	<p>作業道を盛土するにあたり、一次下請が盛土法面丁張を設置した結果、法面内に立木が掛かることを元請及び一次下請で確認。翌日の朝礼の際、一次下請から二次下請に「伐採の確認はこれから行う。」と説明。しかし、二次下請の作業員Aは一次下請からの指示内容を理解していなかったため、作業員Bとともに伐採を開始した。施工途中で作業員Bが伐採してはいけなかったのではないかと気づき、途中で伐採を中止し、一次下請に電話で確認を取った。一次下請が現場にて民地の立木であり、誤伐であることを確認した。</p> <p>公衆物損 誤伐採立木 (N=3本)</p>	<p>・元請から一次下請及び二次下請への連絡体制が不備であったため、意思の疎通が図られていなかった。</p>	<p>・本日施工する作業は、元請がその箇所へ行き、内容を示す。なお、本日の作業が完了した際も元請が作業箇所を確認を行う。</p>
41 土 (29)	R6.12.17 11:05 転倒	河川	<p>河川掘削護岸工事にて、掘削護岸工を行うにあたり、歩道を通行規制し歩道部の舗装の保護のため、歩道通行規制区間には養生マット及び敷鉄板を設置した状態であった。その後、市管理の水飲み場用の水道メータ検針が必要であったため、敷鉄板をずらした。検針後、歩道から敷鉄板がはみ出ていることに気付いていたにもかかわらず、敷鉄板の端部にカラーコーンを置くだけにとどめ、復旧せずに存置した。当日の作業は、車道の一部と歩道を通行止めにしたが、鋼矢板打設をおこなっていたところ、北から一般通行者が、車道通行止めとなっている箇所に向かって歩いてきた。交通誘導員が通行止めであるため、曲がるように伝えたところ、一般通行者は東の方へ曲がろうとしたが、その際に、受注者が歩道に設置していた敷鉄板の端部につまずき転倒した。</p> <p>業者人身 左手首にかすり傷</p>	<p>・敷鉄板の端部が、現場内立ち入り禁止措置の規制範囲からはみ出してしまった。現場代理人は、規制範囲を囲むように立ち入り禁止措置のカラーコーンやバリケード等を設置せず、はみ出した敷鉄板の端部上にカラーコーンを置くだけで安全対策が十分と判断してしまった。</p>	<p>・敷鉄板をずらした場合は、必ず立ち入り禁止措置の規制範囲からはみ出さないように設置する。規制範囲を囲むように立ち入り禁止措置のカラーコーンやバリケード等を設置して、一般道路交通（車や歩行者等）が近づかないようにする。また、敷鉄板が規制範囲からはみ出していないか、複数人による確認を行う。</p> <p>・現場代理人が毎月第二月曜に行う安全点検のチェックリストに「仮設物等の現場外へのはみだし確認」を追加する。また、実施していた毎月の自社パトロールに加え、毎月第二月曜の安全点検も現場代理人以外の者が加わり、複数人による点検を実施する。また、工事着手前の埋設物調査のチェックリストに水道メータのボックスを追加して、見落とさないようにする。</p> <p>・毎月行う安全教育にて、一般道路交通（車や歩行者等）がからむリスクについて行うほか、段差に関する内容を重点的に実施する。</p>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
42 土 (30)	R6.12.17  11:00  建設機械	道路	<p>70t吊クローラークレーンのブームの組立作業中にクローラークレーン本体が後退したところ、ブームと作業員の距離が近くなったため、ブームを左旋回させて作業員から遠ざけようと旋回ロックを解除した際、据付地盤に僅かな傾斜があったことからカウンターウエイトの反動を受けてブームが右側に動き、作業員の首及び背中に接触した。</p> <p>業者人身 頸部打撲(全治4日間程度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業指揮者及び誘導員を配置していたが、作業指揮者及び誘導員はクローラークレーンが後退するためにクローラークレーン後方に居たことから、クローラークレーンが死角となって、前方のブーム近くで玉掛け準備をしていた作業員に気付かないまま後退を誘導したこと。</li> <li>ブームと作業員が接近し、クローラークレーンが後退を止めて停止した際、オペレーターは作業員がブームに接近していたことを認識していたが、その時点で人払いを行わず、ブームの操作によって接近を回避しようとしたこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業指揮者は、クローラークレーンが動く前に、確実に周囲を確認できる位置取りで安全確認を行ったうえで誘導者及び合図者へ合図を行う。また、作業時は笛を常備し、危険と判断した場合は、吹笛により作業関係者の動きを中断させる。</li> <li>オペレーターは、「(大丈夫)だろう」運転でなく、「(危ない)かもしれない」運転を心掛け、予めクレーンの据付水平度を確認し、自然に旋回する可能性を想定の上で作業に入る。</li> <li>オペレーターは、クレーンの操作(移動・旋回・旋回ロック解除等)をする前には、周囲を確認し、人がいる場合は人払いを確実に行ってから操作を開始することを徹底する。</li> <li>近接する箇所と異なる作業を同時進行しないよう徹底する。</li> <li>類似災害防止対策として、旋回する機械(バックホウ、クレーン等)はブームを含めた作業範囲への立入禁止を徹底する。</li> <li>上記内容を作業手順書に追加し、臨時の作業手順周知会、安全教育訓練及び日々のKY活動時に作業員への周知を徹底する。</li> </ul>
43 土 (31)	R6.12.17  14:40  立木処理	砂防	<p>土砂災害防止に関する砂防堰堤等施設検討のための測量業務にて、中心線測量を行う作業を3人(測量機器設置1人、杭打ち1人、伐開作業1人)で実施していた。測量機器で杭打ち箇所を眺めたところ、支障となる樹木の小枝(直径1cm程度)等が確認できたため、伐開作業員が右手にナタを持ち、左手に切断する小枝を持った状態でナタにて小枝を伐開した。その際、勢い余って自身の左膝下にナタがあたり、2センチ程度切創した。</p> <p>業者人身 左下腿切創</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的平たんな場所の作業であり、(1)保護具や服装については、測量作業計画書に記載のとおり、ヘルメット、長靴を着用しており、それに加えて防寒服、すべり止め手袋も使用していた、(2)測量作業標準書に、ナタ等を使用する伐開作業の手順書が示されておりこれを認識していた、(3)作業開始前に作業関係者全員でKY活動を行い、周囲に注意して作業を行う等の安全確認をしており、(1)~(3)の措置をしているにもかかわらず事故が発生したものであることから、被災者に振り下ろしたナタが自分の体に当たるという危機意識が無かったこと。</li> <li>被災者が、測量作業を待たせないよう早く伐開しようと焦って行動したこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社内で緊急会議を実施し、事故の状況を共有し再発防止を図る。</li> <li>ナタの取扱いによる、ケガを想定できるように、測量作業標準書の改定を行う。</li> <li>道具の使い方について、全社員対象に再教育を実施するとともに、措置報告書としても共有する。</li> <li>ケガ及び周囲に与える事故防止及び、落ち着いた安全作業が実施できるようKY活動様式を改訂する。</li> <li>岐阜県の事故事例等資料を活用し作業員へ周知徹底するとともに、KY活動時に焦らず作業するよう指導していく。</li> <li>作業時は、作業標準書、KY活動記録、事故事例を車のダッシュボードの上に掲示し、作業員が危機意識を再認識できるようにする。</li> <li>測量作業計画書の安全管理事項に、刃物を扱う際の注意事項を追記する。</li> </ul>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
44 土 (32)	R6.12.17  15:40  埋設物	建築	住宅解体工事において、棟周辺の外部構造物（車止めポール基礎）を撤去する際、直下の既存埋設給水管を重機バケットの爪で傷付け漏水が発生した。翌日に既存埋設給水管の撤去を行っていた際、既存管に設置されていたバルブに重機バケットの爪が引っかかったことで管が破損。当該バルブより先が通水していたため、漏水が発生した。  公衆物損 埋設管の破損（団地内全戸（298戸）断水時間2時間50分）	・第1日目の事故は、過去図面を調査のうえ施工したが、既設埋設管の状況が過去図面と異なっていたことに気づかず、記録が正しいという思い込みのもと掘削を続けたため埋設給水管を破損させた。 ・第2日目の事故は、前日の漏水した管とは別の配管であり通水していないと思い込みがあったことが事故の原因となっている。	・未掘削の場所を新たに掘削する場合は、埋設物が存在する可能性があることに注意を払い、現場代理人など必ず元請け業者が立合い直接指示することとし、埋設物の有無を調査しながら慎重に施工する。 ・埋設物があると予想される付近を掘削する際には、少量ずつ重機で粗掘した後 手掘りに切替えて慎重に調査を行いながら施工する。 ・事故発生時の連絡体制を改めて周知徹底する。
45 土 (33)	R7.1.14  9:30  墜落・転落	道路	道路災害復旧工事にて、予定していた小口止めの目地充填作業を行うため、ブロック積天端からブロック養生中のブルーシートを撤去しようとした際、10cm程度の積雪で滑りやすくなっているシート上に立って除雪作業を行ったため、誤って直高 3.5~4.0mの高さより頭部と右肩から転落した。  業者人身 外傷性血気胸、右 1-7 肋骨骨折、鎖骨骨折	・ブロック積天端は単管バリケードにより転落防止のための立入り禁止措置を取っていた。今回の事故については、柄の長い除雪スコップを使用するなど、立入禁止範囲内に入らずに除雪作業を行うことも可能であったが、被災者が単管バリケードを超えて作業を行ったため、転落の原因となった。 ・墜落転落事故を防止するために、労働基準監督署等からは、除雪作業は2人以上で作業を行い、作業者を他方が補助することを注意喚起されているが、事故当日は1人で作業を行った。積雪状態に対する慣れがあり、危険意識が欠如していた。 ・本来は、作業員を指揮、監督する立場である現場代理人兼主任技術者が、軽微な作業であることから安全対策を軽視し、自らが負傷した。現場技術者は高い安全意識を保つ必要があるが、事業者として現場技術者への指導、教育が不足していた。	○高所作業における墜落転落防止器具使用の徹底および足場の整備 ・フルハーネス型墜落制止用器具の着用徹底と親綱の設置 ・ブロック積前面に足場を設置して作業を行う ○積雪時の作業手順書の作成と遵守 ・除雪作業は2名以上で作業を行い、作業者を他方が補助する ・作業人員と作業内容を会社に報告し、許可を取った上で作業する ・当現場は携帯電話が不通となるため、積雪時以外の作業においても1人作業は禁止とする ○安全教育による安全意識の向上 ・緊急安全大会を開催して事故原因と対策を周知する ・フルハーネス型墜落制止用器具の使用徹底を周知する ・積雪時の作業手順を周知する ・1人作業を禁止することを周知する

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
46 土 (34)	R7.1.14  13:25  挟み込み	河川	<p>河道掘削工事にて、事故当日は、伐採した竹木を移動させる作業を行っており、元請け1名、1次下請け2名（作業員①：重機オペレーター兼玉掛け作業主任者、作業員②：作業補助者&lt;被災者&gt;）で作業に従事していた。事故発生時、作業員①は重機とアタッチメントをワイヤーで繋ぐ作業を行った後、重機を動かすため重機に乗り込んだ。一方、作業員②は、繋がれたワイヤーがねじれていたことに気づき、ねじれを直すためワイヤーに手をかけた。そのタイミングで作業員①が重機で吊荷作業を始めたため、ワイヤーが張ったことによりアタッチメントとの間に右手人差指を挟み負傷した。</p> <p>業者人身 右示指挫滅創</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業員②は、作業員①の指示のもと玉掛けに関する業務に従事するように決められているが、作業員②は作業員①の指示がないにも関わらず玉掛け作業を行った。また、重機にて吊荷作業を行う際、作業員①と作業員②との合図を確認する体制がとられていなかった。</li> <li>作業員②がワイヤーのねじれを修正していた事に作業員①が気づかなかったこと、また、作業員②の居場所を確認することなく重機を動かした。</li> <li>KY活動時に、ダンプまたは重機と人員との接触については、周囲確認する等の対策を確認していたが、玉掛け作業に関する事項については、玉掛け作業中にワイヤーを触らない等の対策の確認をしていなかった。</li> <li>被災者は、外国人技能実習生で日常生活に対する日本語は理解できるものの現場作業経験が浅く、玉掛け作業時には、玉掛け作業主任者の許可なく玉掛け作業に従事できないということを知らなかった。玉掛け作業主任者等は、作業員に指導すべきだったが指導を行っていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玉掛け作業や吊荷作業を行う際の作業手順及び合図の方法を事前に決め、現場事務所に掲示し、その旨施工計画書に記載する。また、玉掛け作業主任者及び現場代理人は、玉掛け作業補助者が玉掛け作業主任者の指示なく玉掛け作業に従事しないよう玉掛け作業前に作業員に周知し、確認する。</li> <li>重機オペレーターは、玉掛け作業完了時に作業員を含めた周囲の状況を確認する。重機を動かす際は、作業員と事前に決めた合図による確認を行い、居場所を再度確認する。また、その旨施工計画書に記載する。</li> <li>作業員がダンプや重機と接触の可能性がある全ての作業において、KY活動時に確認し、作業前にも再確認する。また、その旨施工計画書に記載する。</li> <li>外国人技能実習生だけではなく新規入場者などの作業員に対して、玉掛け作業前に、再度玉掛け作業主任者の許可なく玉掛け作業に従事しないよう周知し、作業員に徹底させる。</li> </ul>
47 土 (35)	R7.1.20  8:40  架空物	道路	<p>道路改良工事において、山留ブロックの施工に使用したバックホウのアームが民家の電話引き込み線に接触し、線がたるんでしまった。</p> <p>公衆物損 電話引き込み線のたるみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当日のKY活動時で架線に対する注意を指導していたが、架線直下に注意喚起標識がなく、一連作業の「慣れ」により、架線そのものの認識が疎かになっていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重機操縦者が架線の存在を認識できるように、架線の直下に注意喚起の標識を設置する。</li> <li>架線付近の作業は監視員の合図によって作業を進めるよう再認識するため、重機作業計画書に明記し、KY活動や安全教育により再発防止を徹底する。</li> <li>監視員が場を離れる際は、必ず代替りの監視者を立てた後に離れる。</li> </ul>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
48 土 (36)	R7.1.21 10:40 埋設物	砂防	<p>既設砂防堰堤クラック並びに洗掘部補修を行う工事にて、事故当日の作業は、既設堰堤上流左岸側から進入するため、進入路上にある支障木を、チェーンソーを用いて伐採しバックホウ 0.45m<sup>3</sup> (クレーン機能付き) を使用し集積作業を予定していた。立木 1 本「高さ約 15m、胸高約φ18cm」を作業員 (1 次下請) が伐採したところ、谷側へ倒す予定が道路側へ倒れた。倒れた木は作業員に当たり左下腿 (開放骨折) を被災し、道路上の架空線「電話線」1 本を切断した。</p> <p>公衆物損 電話線切断 (家屋 2 件 5 時間 20 分不通)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の当日作業指示書では「重機搬入用土砂敷均し」、「伐木集材」を行うものとし伐採作業は指示されていない。しかしながら、被災者は担当作業以外の伐採作業を、特別教育を受けていないにもかかわらず行ったこと。</li> <li>伐採作業にあたり、作業地の概要や作業内容を確実にするための「作業計画書」が作成されていなかったこと。</li> <li>道路上に架空線があることは認識していたが、伐採方向外に設置されていたため作業指示書、KYミーティングにおいても明示されていなかったこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事施工に先立ち、作業員に対して労働基準法を順守し法律又はこれに基づく命令規定に違反しないよう、必要な資格要件を満たさない場合は「作業できないこと」を新規入場者教育時に指導し明示する。</li> <li>新規入場者教育の資格欄にチェーンソー、刈払い機の特別教育のチェック欄を追加する。</li> <li>特別教育を受講していない者に対しては、受講を促し知識を習得させる。</li> <li>腕章、ヘルメットステッカー、安全チョッキなどでそれぞれの役割を明示し、視覚的に各々の作業分担を再認識できるようにする。</li> <li>作業指示書またはKYミーティングに明示し情報を共有する。</li> <li>作業地の概況、作業計画の内容を作業計画に記載し、つるがらみ状況や作業順序を共有する。</li> <li>事前に架空線調査 (所有者の把握・最低地上高) を、架空線チェックリストを利用して行う。</li> <li>作業指示書またはKYミーティングに明示し情報を共有する。</li> </ul>
49 農 (6)	R7.1.21 16:05 流出	農地	<p>ダム調整ゲート (油圧式) 改修のため、油圧配管を接続したゲートを取り外す必要があり、装置内の作動油を抜く方法として油圧シリンダーのエア抜きから窒素ガスを充填し圧力で操作室のタンクへ油を戻す計画をしていた。</p> <p>作業を進める中、圧力による反動でシリンダーが上昇し、架台に油圧配管が接触したことで破損、作動油が流出した。</p> <p>公衆物損 ダムへの油流出 (200~300ℓと推定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常、シリンダーは架台部に固定されている。取り外しの作業手順書によれば、油抜き取り後にシリンダーを固定しているテンションボルトを取り外すこととしているが、次の工程であるシリンダー吊り上げの準備としてテンションボルトのナットを外しており、圧力による反動で上昇する状態であった。</li> <li>本来、手順書どおりに作業すべきところ、それが守られていなかったことが事故の原因と判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作成した手順書を順守する。また、想定されるトラブル時の対応方法も含めた手順書を作成する。</li> <li>河川内工事では、油漏れが発生した場合の被害が最小限となるよう、事故リスクを踏まえた流出防止対策を作成する。</li> </ul>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
50 土 (37)	R7.2.1 10:00 架空物	砂防	<p>農業用水の水路橋下部工事において、請負業者が土砂ストックヤードで、0.7m<sup>3</sup>バックホウにて土砂を10t積ダンブへ積み込み搬出する作業を行っていた。現場では4台の10t積ダンブにて運搬を行っていたが、積み込み場所の地盤が凍結融解により緩み、繰返し出入りするダンブの轍が深くなったことから、積み込み作業の合間の空き時間に、積み込み場所の整地を行うためバックホウのブームを上げたまま、土砂ストックヤードと運搬路(林道)の境に設置されていた電話の架空線へ近づいた。当該社員は整地を行うため、地盤にだけ注目していたことからアームが架空線に接触したことに気づかずブームを回転させたため、当該架空線を切断した。</p> <p>公衆物損 電話線切断(民家1軒 5時間40分不通)</p>	<p>・事故現場となった土砂ストックヤードの近くには架空線が地上約6.5mの位置にあるが、積み込み作業範囲から離れており通常作業ではバックホウが架空線の下に入ることはないため、重機が架空線と接触することはないと判断し、目印となるリボンテープや注意喚起看板の設置、見張り員を配置し重機等の誘導を行うなどの安全対策を行わなかった。</p> <p>・ストックヤードでの積み込み作業は架空線から離れた範囲での作業であったが、予定していなかったダンブの停止場所の整地を行うため、必要な確認を怠り不用意に架空線に接近した。</p>	<p>・架空線への接触防止を徹底するため、土砂ストックヤードで作業する場合、見張り員を配置し、架空線への接近等についてオペレーターや運転手に注意喚起を行う。</p> <p>・現場周辺の重機等との接触が想定できる架空線をリボンテープで明示し、頭上注意の注意喚起看板を設置する。</p> <p>・使用重機、現場休憩所等に架空線注意喚起ステッカーを設置し、作業員に注意喚起を促す。</p> <p>・バックホウが作業区域外へ侵入しないよう、作業範囲をカラーコーンで明示する。</p>
51 土 (38)	R7.2.4 14:05 工具・資材	その他	<p>公園内の水景施設を整備する工事にて、撤去工のうち、集水樹に接続している排水管路(塩ビ管)を閉鎖するため、キャップを取り付けられるように塩ビ管口元の切断作業を実施していた。被災者は、集水樹の掘削穴の中で、塩ビ管を切断後、次の作業に移ろうとしたところ、使用していたグラインダー(切断機)の回転刃が左手袋に触れてしまい、刃に巻き込まれる形で左手を負傷した。</p> <p>業者人身 左手掌部切創(全治2週間程度)</p>	<p>・作業手袋がゴム手袋であったため回転刃に巻き込まれ、作業に適した皮手袋を使用するなどの安全教育の徹底ができていなかった。</p> <p>・既設集水樹を最小限に取り壊し、既設塩ビ管を破損させないように作業していたため、作業場として狭く、グラインダーと手元の離隔がとれていなかった。</p> <p>・グラインダーの保護カバーを取り付けずに作業していた。</p>	<p>・グラインダーの作業時には手にフィットする皮手袋を使用し、安全カバーを装着する。</p> <p>・作業スペースを確保したうえで切断作業をする。</p> <p>・新たに作成したグラインダー作業手順書及びグラインダー作業開始前点検表により確認する。</p> <p>・作業前(朝礼時)に実施する危険予知活動に加え、午後の作業前に、作業内容の確認と危険予知活動の再確認を行う。</p> <p>・現場代理人は、安全巡視員(主任技術者)とは別に、安全パトロールを実施する。</p>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
52 土 (39)	R7.2.9 9:50 建設機械	道路	<p>道路の除排雪業務にて、ロータリー車で山側車線の雪を反対車線を跨いで川側へ排雪していたが、対向車が来たため排雪を停止、停車した。対向車がロータリー車に気づき速度を落とし一旦停止を行ったが、排雪が止まりきる前に再発進した。このため、すれ違う際に、ロータリー車の雪の塊が対向車のフロントガラスに当たり破損した。</p> <p>公衆物損 一般車両 フロントガラス破損</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロータリー車による対向車の存在確認が遅く、車両が近接するまでに排雪が止まりきらず、対向車へ雪の塊が衝突した。</li> <li>対向車が一時停止したことにより対向車への静止を促さなかったが、排雪終了前に対向車が再発進し、雪の塊が衝突した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全教育活動において、同様の事故を防止するために講じる上記の安全対策、対向車を含めた周辺安全確認の徹底等を周知する。また、作業における特に注意すべき事項をまとめ、それを運転手及び作業員が確認した上で作業を開始することとする。</li> <li>同様の事故の発生を防ぐため、管内の事務所の全ての除雪委託業者に今回の事故内容と安全対策を周知する。また、シーズン前に開催する除雪会議において、今回の事故を含めて事故事例を提示し、除雪にかかる事故の発生防止を啓発する。</li> </ul>
53 土 (40)	R7.2.13 9:30 架空物	河川	<p>河川の堆積土砂の浚渫工事にて、事故当日は、現場代理人1名が現場管理を行い、下請負業者の作業員6名で河川内の除草・刈草積込搬出と土砂掘削・残土積込搬出を行っていた。作業では、作業員6名のうち1名はバックホウの操作を行い、もう1名が架空線の監視員として現場代理人の指示のもと配置されていた。河川左岸沿いの道路に設置したバックホウで、刈草をダンプトラックに積込むために旋回したところ、バックホウのアームが河川及び道路を横断している電話架空線に接触し、当該架空線を切断した。</p> <p>公衆物損 電話線切断</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場代理人は、事前に現場を確認し、架空線の存在を把握していたが、架空線付近の作業が短時間(30分程度)で完了する見込みであったことから、架空線への接触対策を行う作業時間を惜しみ、作業日当日は監視員の配置のみとし、架空線位置を明示する看板等の設置を怠った。また、架空線位置の周知は、作業日当日に現場代理人からバックホウ運転者と監視員に対して、口頭で伝えるのみで、現場での位置確認を怠った。(土木工事安全施工技術指針では、建設機械等のブームにより、接触・切断の可能性があると考えられる場合には、必要に応じて架空線への防護カバーの設置や架空線位置を明示する看板設置等を行うこととしている。また、公衆災害防止対策要綱では、接触のおそれのある物件の位置が明確に分かるようにマーキング等を行った上で、必要な保安措置を講じるとともに作業員等に確実に伝達しなければならないとしている。)</li> <li>作業開始前に実施したKY活動において、作業員全員に対する架空線箇所の周知と架空線との接触事故防止に関する検討を怠った。</li> <li>監視員は、架空線の監視を行うために配置されていたが、事故が起きた際は、バックホウのパケットとダンプトラックが接触しないかどうか気に取られてしまい、本来、行うべき架空線の監視任務を失念し、バックホウ運転者への合図を怠った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が土木工事安全施工指針や公衆災害防止対策要綱の内容を参考に作成した「架空線等上空施設の事故防止マニュアル(案)」の架空線チェックリストを用いて、事前に現場調査を行い、架空線に目印テープを付けるなど、視認性を良くするとともに、架空線下に注意喚起看板を設置する。</li> <li>現場で確認した架空線の位置や高さは、必ず作業前に、重機の運転者と監視員で現場立ち合いを行い、共有する。</li> <li>作業開始前のKY活動において、作業員全員に架空線箇所の周知を行うとともに、架空線との接触防止に関する検討を徹底して実施する。</li> <li>現場代理人は、朝礼時に架空線監視員を指名し、監視に専念することを指示するとともに、監視員専用の腕章を着用させることで、監視員としての意識づけを行う。</li> <li>現場代理人は、架空線注意表示をバックホウのアームに表示させることによりバックホウ運転者に架空線近接作業であることの意識づけを行うとともに、監視員の合図確認を徹底させる。</li> </ul>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
54 土 (41)	R7.2.12  8:00~ 16:00  飛来物・落下物	道路	<p>橋梁補修工事にて、請負業者は、現場代理人と作業員3人で橋下の断面修復工を行っており、作業手順は補修箇所の位置出し、コンクリート切断作業及びコンクリートのはつり作業で切断及びはつり作業時に粉塵飛散防止の粉塵吸引作業を行うこととしており、現場代理人は作業全体を指揮、監視する役割であった。切断作業とはつり作業については、粉塵吸引機を用いて発生する粉塵を吸引することとしていたが、施工をより進行させるため位置出しを終えた作業員が切断を終えた箇所のはつり作業を始め、2か所同時に作業を行う形になった。はつり作業は切断作業より粉塵の飛散が少なく、橋下の作業ということもあり橋上まで粉塵が飛散すると予想できず飛散させてしまい、その結果、当該橋梁上流左岸側に近接する民家駐車場に駐車してあった車両に飛散した粉塵が付着した。</p> <p>公衆物損 飛散した粉塵が一般車両に付着</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業を始める際、事前に近隣住民及び店舗等に工事の周知・挨拶をするのを怠った。作業の規模や場所に関わらず、周辺住民や店舗への工事周知は必ず行わなければならない。</li> <li>作業にあたり粉塵が発生すると予想される切断及びはつり作業機1台につき粉塵吸引機1台をつけ吸引をするべきところ、粉塵吸引機及び粉塵吸引作業員が不足しているにもかかわらずはつり作業を行った。</li> <li>作業員が自らの判断で作業工程を進めるため、はつり作業を行ったことから、作業箇所が上流側と下流側の2か所に分かれ、監視の目が行き届かず粉塵発生が確認できなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事作業を行うにあたり、事前に工事箇所の近隣住民に工事の周知・説明を徹底する。</li> <li>粉塵が発生する作業機には1台につき1台の粉塵吸引機をセットで作業する。それでも粉塵が飛散する場合は、作業を一時中断し対策を検討する。</li> <li>監視員の目が行き届かないことのないよう、事前に打合せをして作業手順通りに作業を行い、作業員の独断での作業を行わないよう周知徹底する。</li> </ul>
55 土 (42)	R7.2.18  13:30  建設機械	河川	<p>河川改修工事にて、ダンプトラック(4t積)の運転手は、現場内へ土砂を搬入するため、荷卸し箇所付近の河川管理用通路の堤防上で車両を転回しようとし、運転席側のドアを開け、後方確認しながらバックした。その後、止まるためにブレーキペダルを踏もうとしたが、ブレーキペダルを踏んだ足が滑り、誤ってアクセルを踏んでしまい、ダンプトラックが加速して斜面を滑り落ち高水敷に横転した。運転手は、ダンプトラックの後輪が滑り落ち始めた時に危険を感じ、堤防天端上に飛び降り(足から着地)たため、ケガは無かった。</p> <p>車両が斜面を滑り落ちる際に、河岸に設置された危機管理型水位計に接触し、水位計ケーブルが断裂、計測制御盤の収納BOXとソーラーパネルが全損した。</p> <p>公衆物損 水位計ケーブルが断裂、計測制御盤の収納BOXとソーラーパネルが全損</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両を転回する際に、ドアを開けた状態で身を乗り出しながら後方を確認する不安定な体勢で運転したことにより、ブレーキを踏んだ足が滑り、誤ってアクセルを踏んだ。</li> <li>本工事では、ダンプトラック(10t積)により土砂を搬入することとしており、スペースに余裕がある位置で転回させ、現場までの約400mの間をバックで進入することとしていた。事故当時、搬入する残りの土砂量が少なくなったため、ダンプトラック(4t積)での土砂搬入に変更しており、運転手の判断で本来の転回場所ではない現場により近い場所で転回を行った。また、本来の転回場所も含め誘導員の配置等を行っておらず、KY活動においても、安全運転に関する項目のみで転回作業に関して何も触れられていないなど、作業員への注意喚起が不足していた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両を転回する際は、運転手はバックミラー及びサイドミラーを見て正しい姿勢で運転することを現場作業員に徹底させる。</li> <li>車両の転回位置は、施工計画書に記載、現場事務所にも掲示し、転回場から現場までの河川管理道路沿いの両端、危機管理型水位計付近にカラーコーンを設置する。車両の転回を行う日は、KY活動で転回作業に関する項目の確認、運転手が独自の判断で転回場所を変更することがないよう転回場の再周知、転回時は転回場から現場までの後退時は誘導員を配置し車両を誘導する。</li> </ul>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
56 土 (43)	R7.2.20 9:05 架空物	道路	<p>道路改良工事にて、1次下請の作業員は運転するバックホウで脱型した型枠を約4mの布テープで吊り上げを行い後進で走行したところ、バックホウのアームが地上より約6.3m上空にある電柱の支線と接触した。支線が引っ張られたことにより、電柱及び取付金具が破損した。その取付金具の破損により、電気、電話の架線に垂れが生じた。</p> <p>公衆物損 電柱等の損傷及び架線の垂れ</p>	<p>・架空線に接触する可能性はあるにもかかわらず、注意喚起の看板設置や表示等の必要な保安措置を怠ったことに加え、搬入したばかりの重機による施工に関して作業員への注意喚起が不足していた。また、監視員が配置されていなかった。</p>	<p>・隣接する電柱横に注意喚起看板の設置や架空線注意の幟の設置。</p> <p>・架空線下でのバックホウ作業時は、監視人を付ける。監視人不在時は作業・移動の禁止。</p> <p>・バックホウのキャビン内に架空線の注意喚起を促す目印を付ける。</p> <p>・作業員全員に対して今回の事故を踏まえての安全研修の実施。</p> <p>・「架空線上空施設の事故防止マニュアル」の対応を徹底し、事故再発防止に努める。</p>
57 土 (44)	R7.2.27 9:00 建設機械	道路	<p>歩道内の排雪作業のため、バックホウで雪山を崩していた。その背後に雪を積むためのダンプトラックが後退して近づいてきたことから、バックホウの運転手はトラックを誘導するためにバックホウの旋回を行った。その際、バックホウアームと信号機の離隔を確認せず旋回させたため、アームを信号機のガラス面に接触させて破損した。</p> <p>公衆物損 信号機カバーの破損</p>	<p>・事故当日の危険予知活動にて、当該作業に係わる全員で排雪作業時の注意点や作業範囲を確認し、信号機を含む支障物へ注意を払うことも意識して作業を行っていた。バックホウ運転手は、雪山を崩す際は信号機を意識して作業を行っていたが、背後から近づく排雪用ダンプトラックに気づいた時点でその誘導に気が取られてしまった。信号機が存在が無意識となっても、バックホウの運転手として旋回時における基本的な確認行為が行われていれば接触を防げたが、今回はそれを疎かにして旋回しており、運転手の注意力不足が事故の原因と考える。</p>	<p>・作業員全員で、今回の事故内容の周知と原因について話し合いを行う。</p> <p>・作業前に、作業に関わる全員で排雪箇所をまわり、作業範囲（上部含む）に影響する構造物の確認を行う。</p> <p>・上記の確認において、見張り員が必要であると判断された場合、新たに作業見張り兼合図者を配置する。</p> <p>・作業機械が構造物等に近接し、危険である場合、作業見張り兼合図者が作業員内で周知した呼び笛による緊急停止の合図にて停止させる。</p> <p>・同様の事故の発生を防ぐため、全ての除雪委託業者に今回の事故内容と安全対策を周知する。また、シーズン前に開催する除雪会議において、今回の事故を含めて事故事例を提示し、除雪にかかる事故の発生防止を啓発する。</p>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
58 土 (45)	R7.2.27  11:20  架空物	砂防	<p>砂防堰堤新設工事にて、事故当日の作業は、施工箇所へ進入するための工事用道路で、バックホウ(0.45m<sup>3</sup>・クレーン機能付き)を使用し、地盤改良と整地作業を予定していた。作業員1名(1次下請け)が、バックホウを用いて架空線下で作業をしていたところ、バックホウのブームが架空線1本「電話線・離隔高さ5.4m」に接触して被膜が破損し、架空線は垂れ下がった。</p> <p>公衆物損 電話線被膜破損及び架空線の垂れ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事着手前に現場代理人は架空線が有る事は認識しており、通行車両のみを前提に架空線チェックリストを作成し、注意喚起の看板を設置するものとしていたが、事故発生日に看板が設置されていなかったこと。</li> <li>・盛土材の流用土が軟弱であったため工事用道路出入り口付近において、バックホウを使用した地盤改良の作業を行うとき、架空線付近で作業を実施することを想定した作業手順がとられていなかったこと。また、現場代理人は当日のKYミーティングにおいて架空線があることを指示しておらず、オペレーターが架空線を認識しないまま1名で作業を行ったこと。</li> <li>・防護管等の対策が無かったこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に架空線調査(所有者の把握・最低地上高)を、架空線チェックリストを利用して行う。</li> <li>・注意喚起の看板を設置する。</li> <li>・KYミーティングに明示し情報を共有する。</li> <li>・架空線下(5m以内)の作業では、見張り人を付ける。</li> <li>・高さ抑制装置付きの重機を使用する。</li> <li>・本復旧後に架空線防護管を設置する。</li> <li>・架空線の高さを明示する、櫓を設置し作業員に注意喚起する。</li> <li>・道路の入口付近に泥落としのロードマットを設置し、この段差によって運転手に注意喚起する。</li> <li>・作業区域にカラーコーンを設置して第三者に明示する。</li> <li>・架空線施設に対する注意が継続するよう、全社員に対し繰り返し安全教育を行う。</li> </ul>
59 土 (46)	R7.3.4  10:20  交通事故	河川	<p>河川改修工事にて、事故当日は、既設水路構造物の取壊しを施工しており、1次下請け業者がコンクリート殻の搬出作業を行っていた。工事現場でコンクリート殻を10tダンプトラックへ積み込み後、処分場へ搬出する運搬経路の途中において、交差点に南から進入し、西へ左折しようとした際、西から走行してきた一般車両と衝突し、一般車両の右前方が破損した。</p> <p>公衆物損 一般車両 右前方破損</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転手は、10tダンプトラック左側ミラーとピラーが死角になることや、左折時に狭い市道から2車線市道へ進入することにより車両が反対車線へはみ出すことは認識していた。しかし、交差点に進入する際、一旦停止して左右確認は行ったが、左側(西)から走行してきた一般車両を見落とした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点進入時には左右確認を行った後、車両が死角に入り込んでいる可能性があるため、再度左右の確認を行い最徐行しながら、交差点へ進入することを徹底する。</li> <li>・作業員の安全対策への意識向上を図る。</li> <li>・再発防止会議の実施。</li> <li>・現場外への資材、産業廃棄物等を運搬する際には、運搬経路上のハザードマップを作成、運転手に周知するとともに、運搬日の朝礼にて再確認を行うようにする。</li> <li>・注意喚起看板の設置。</li> </ul>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
60 土 (47)	R7.3.6  8:00  墜落・転落	砂防	<p>災害復旧工事現場にて、仮設道路設置のため土砂を搬出しようと土砂仮置場において10tダンプに土砂を積み込む作業を行っていた。土砂仮置場において、現場代理人がダンプ積込後の荷姿状況写真を高い位置から撮影しようと付近で停止した状態にあったバックホウ(0.45m<sup>3</sup>)のクローラ部分(高さ55cm)に乗ろうとしたところ、足を滑らせ転落した。</p> <p>業者人身 左足アキレス腱を負傷</p>	<p>・被災者は高所での撮影が必要になることが分かっていたにもかかわらず、脚立等の昇降器具を用意せず撮影に臨んだ。</p>	<p>・KY活動、朝礼時に今回の事例も踏まえた不安全活動への注意喚起を徹底する。</p> <p>・高所で写真を撮影する際は、脚立等の安全器具を使用することを徹底する。</p> <p>・足元の状況(滑りやすさ、転倒による危険性等)確認を徹底する。</p> <p>・臨時で安全大会を開催し事故防止に関する意識向上を図る。</p>
61 土 (48)	R7.3.24  13:50  架空物	砂防	<p>雪崩防護補強土壁工事にて、準備工としてバックホウ(0.45m<sup>3</sup>)を用いて現場内へ進入する仮設道路入口付近の除雪作業を行っていたところ、バックホウのアームのシリンダーが電力会社の低圧線に接触、低圧線端部の端子部品が破損し外れた。</p> <p>公衆物損 低圧線端子部品の破損</p>	<p>・架空線の防護措置は実施していたものの、注意喚起の看板やテープが作業中の重機オペレーターから見える所に設置されていなかった。</p> <p>・午前中は見張り人(現場代理人)を配置して作業を行っていたが、午後は見張り人(現場代理人)が別件で現場を離れた際に別途見張り人を配置しないで作業させてしまった。</p> <p>・KY活動を実施していたものの、バックホウの向きが架空線と並行であり且つアームの位置が最も低い架空線の真下では無かったため、重機オペレーターが架空線の接触のリスクを低く評価していた。</p>	<p>・作業時は必ず見張り人を配置し、建機のエンジン回転数を下げ動作を遅くして作業を行う。</p> <p>・架空線の下部に高さ制限装置を設置し物理的に制限を行う。架空線本体にピンクテープを増設し架空線の位置の把握を容易にする。また、注意喚起看板を増設して重機オペレーターから見える状態にする。</p>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
62 土 (49)	R7.3.28  15:30  転倒	河川	<p>新たな橋脚設置のための立坑内掘削工事にあたり、坑外からクレーン仕様付きバックホウ（BH0.8m3）を用いてミニバックホウ（BH0.08m3）を立坑内に吊り下ろし掘削作業を施工していた。立坑内の掘削場所を変更するにあたり、土留工の切梁を設置しているためミニバックホウの自走では移動できないことから、クレーン仕様付きバックホウ（BH 0.8m3）にてミニバックホウ（BH0.08m3）を吊り上げようとしたところ、バックホウ（BH0.8m3）がバランスを崩して転倒した。</p> <p>業者物損 バックホウ転倒</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックホウ（BH0.8m3）の設定が通常モード（掘削用モード）となっている状態でミニバックホウ（BH 0.08m3）の吊り上げを行った。吊り荷作業を行う際に、クレーンモードであれば定格重量以上のものを吊り上げようとしたときロックがかかり吊り上げることができないが、通常モードではロックがかからず吊り上げることができてしまい、転倒に繋がる可能性が非常に高いため、必ずクレーンモードに切り替える必要がある。</li> <li>・今回の工事において、吊り上げ重機の検討及び吊り荷作業の作業計画書を作成しておらず、施工計画書にも記載されていなかった。また、朝礼時の危険予知活動において、吊り荷作業の内容や危険ポイントの確認を怠った。</li> <li>・前回の吊り荷作業時はミニバックホウ（BH0.06m3）の重量が吊り上げで使用するバックホウ（BH0.8m3）の定格重量以内であることを事前に確認していた。オペレーターは、今回の作業時に使用するミニバックホウ（BH0.08m3）が前回作業と同様のミニバックホウ（BH0.06m3）と思い込んでいたことから、今回の作業時は重量確認を行わなかった。施工計画書に記載していないが、立坑内のミニバックホウ（BH0.08m3）を吊り上げるには、移動式クレーン（25t）を使用しなければならないことが判明した。</li> <li>・バックホウ（BH0.8m3）には、「エクステンションアーム（作業半径を大きくするロングアーム）」を取り付けており、取り付けている場合には吊り荷作業自体を禁止している。危険予知活動を実施していないため、オペレーター（移動式クレーンの免許を保有）は、エクステンションアームを装着した状態での吊り荷作業が禁止されていることを知らずにミニバックホウ（BH0.08m3）の吊り上げを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ミニバックホウ」「敷き鉄板」等の吊り荷作業など、バックホウ（BH 0.8m3）による定格荷重（2.9t）以内の吊り上げを行う際は、標準仕様のアームを用いて、クレーンモードにより行う。</li> <li>・吊り荷作業に関しては、クレーンからの距離に応じた吊り上げ許容荷重を確認し、必要な重機による作業計画書を作成し、施工計画書に記載する。</li> <li>・吊り荷作業を行う際は、朝礼時の危険予知活動において「クレーン作業開始前打合せ票」を用いて安全点検を行う。</li> </ul>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和7年3月末現在)